

第4章 自然と人間との共生の確保

第1節 生物多様性の保全・活用

1 現状と課題

地球上には、一千万種を超える多様な生物種が存在しているといわれていますが、これら生物種はそれぞれの生態に適した環境と密接に結びあいながら生息、生育しています。生物多様性条約では、生物の多様性を種、生態系、遺伝子の3つのレベルで捉えており、このどれもが適正に保全されることが必要であるとされています。

しかしながら、現在、**生物多様性***は様々な人間活動や人為の影響によって大きな脅威にさらされています。一つには開発や乱獲、汚染など直接的にもたらす種の減少や絶滅、生態系の破壊、分断を通じた生息生育域の消滅や減少などであり、また、生活、生産様式などの変化に伴い自然に対する人為の働きかけが失われることなどによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少や生息・生育状況の変化も挙げられます。他には、近年特に問題化している外来種等による生態系のかく乱などです。これらの現状から、生物多様性を保全していくことが現在、重要な課題となっています。

府では、各種施策による保全の取組や関係法令による体系的な保全対策、自然とのふれあいの場づくりや機会の提供など、様々な取組を進めています。

2 多様な自然の保全

①希少な野生動植物種などの保全

野生動植物種は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。府内は日本海型気候から太平洋型気候に至る気候区分により、自然環境の変化に恵まれ、固有種を含む多様な野生動植物種を有しています。

しかし現在、全国的に多くの動植物の種がその生存を脅かされており、府内においても例外ではありません。このような野生動植物の多様性を維持するためには、生物種や独特の生物群集を人為により消滅させてはならず、さらには絶滅のおそれのある種や希少種だけでなく、身近な自然の中に生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していかなければなりません。

生物の種は、生物圏における基本単位であり、その絶滅は種レベルの減少を引き起こすだけではなく、その種が構成要素となる自然生態系のバランスを変化させるおそれがあることから、種の保存は極めて重要であり、種の絶滅の防止のための施策の推進は緊急の課題であるといえます。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、野生生物の種の絶滅を防止するため、国内希少野生動植物を指定するとともに、捕獲・流通等の規制、生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施をはじめとする各種施策を総合的に推進することとしています。18年1月現在、全国で73種の国内希少野生動植物種が指定されていますが、そのうちアユモドキやイタセンパラなどの十数種については、府内でも生息が確認されています。

(1) 府レッドデータブックの発刊

希少な野生生物種の保存などを図る上で、野生生物の生息状況の基礎資料の整備が不可欠であることから、府では府内における絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形地質、学術上重要な自然生態系について、その現状や保全対策を複合的に把握し、府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するため、10年度から4年間かけて府レッドデータ調査を行い、14年6月に「京都府**レッドデータブック***」を発刊しました。

府レッドデータブックについては、府内図書館や府政情報センターなどに設置して広く府民にお知らせしています。14年度には、府レッドデータブックの普及版やCD-ROM版の

図3-9 府レッドデータブック



作成、ホームページ（URL <http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb/index.html>）での公表などを行うほか、学識者やNPO*による希少野生生物等保全方策検討委員会を設置して、今後の府内での希少野生生物等の保全対策について検討を行い、15年11月に「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言」を取りまとめました。

この提言では、府レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生生物種等

を保全する方策として、保全制度の創設や生息・生育環境の保全と復元措置の推進を図るとともに、外来種の侵入・拡散防止対策や公共事業のあり方、継続的な自然環境データの収集、蓄積、活用が重要であること、さらに府民意識の啓発、推進体制と人材育成の整備について取りまとめています。

○野生生物種

府レッドデータブックに掲載された野生生物種（亜種・変種含む）は、動物722種、植物802種、菌類72種の計1,596種で、分類群別の選定種数は資料編資料7のとおりです。

この中には、キブネダイオウやカミガモソウ、キョウトギセルガイなど、京都の地名を冠したゆかりの種も多く見られるほか、メダカやタガメといった以前は普通に見られた種が著しく減少しているなどの現状が明らかとなりました。

○地形・地質・自然現象

府レッドデータブックに掲載された地形は86件、地質は90件、自然現象は37件で、分野別の掲載数は資料編のとおりです。その中には天橋立や瑠璃溪、深泥池などの府民に身近な地形や貴重な化石や鉱物などが掲載されています。

○自然生態系の結果

府内の自然生態系の現状として、「地域生態系」、「生息生育地」、「人間－環境系の歴史的側面」の3つの観点から取りまとめました。地域生態系では府内の重要な植物群落36種類の特长と分布などのほか、地域生態系レッドリスト210ヶ所を紹介しています。そのほか、生息生育地として京都競馬場中央池や琵琶湖疏水での合同現地調査結果を、人間－環境系の歴史的側面として、府内におけるかつての自然景観やその背後にあった人と自然との関わりなどを現在との比較も含めながら紹介しています。

(2) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

ア 条例の目的

府内に生息・生育する野生生物が、府民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、府、府民等が協働して絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、これを府民共有の財産として次代に継承する。

イ 条例の特色

(ア) 府民協働による保全対策を推進

○指定された希少野生生物の生息地等を保全するため、地域住民や保全団体、関係団体等が協働して取り組む仕組みを作り、これを支援する。（生息地等協働保全制度）

○保全すべき野生生物の種の指定に当たって、専門家の意見を聞くとともに、府民提案を募集し、府民の参画を得ながら進めるものとする。

(イ) 府独自規制によるきめ細かな保全対策

指定された希少野生生物について、「種の保存法」と同様の規制に加え、条例に反して捕獲等された個体の「所持」や、「販売目的の広告」、「繁殖期の巢の破壊等」を禁止するほか、生息地保全地区として指定された地域において、その生態系を乱す「餌付け」や「他地域からの同種の導入」を禁止するなど、きめ細かな保全対策を講じるものとする。

(ウ) 府内の貴重な野生生物の絶滅を防ぎ、府内各地域固有の生物多様性を保全

「種の保存法」によって保護される全国的に希少な野生生物以外であっても、府内で絶滅のおそれのある野生生物を対象に保全を図り、府内の生物多様性を守るものとする。

→ 種は同じでも、固有の遺伝子を持つ地域個体群も保全対象とする。

ウ 条例の主な内容

(ア) 保全すべき種の指定

知事は、府内で絶滅のおそれのある野生生物の中から「指定希少野生生物」を指定
* 専門委員会が作成する候補案と府民提案をもとに、環境審議会の意見を聞いて指定

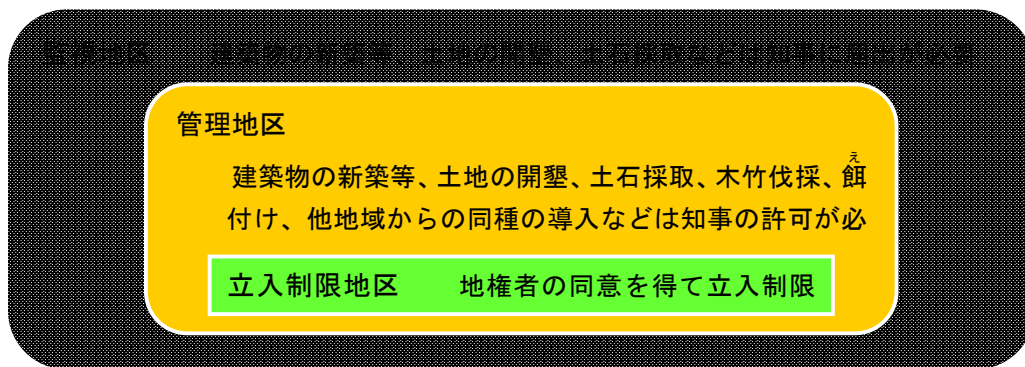
(イ) 指定希少野生生物の個体に関する規制

- ・ 生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷
- ・ 繁殖を保護するため知事が定める巢の破壊、損傷
- ・ 生きている個体、その器官又はその加工品の所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引受け
- ・ 販売目的の陳列及び広告

(ウ) 生息地等の保全に関する規制

知事は、指定希少野生生物の保全のため重要と認める区域を生息地等保全地区として指定

図 3-7 生息地等保全地区の概要



(エ) 保全回復事業の認定等

- ・ 府は、指定希少野生生物の保全を図るための事業（保全回復事業）の事業計画を定め、必要があると認める場合は保全回復事業を実施するものとする。
- ・ 国及び市町村が保全回復事業を実施する場合は、知事の確認を受けることができる。
- ・ 国及び市町村以外の者が保全回復事業を実施する場合は、知事の認定を受けることができる。
- ・ 知事の確認又は認定を受けた保全回復事業については、生息地等（管理地区及び監視地区）の保全に関する規制の適用を除外するものとする。

(オ) 府民協働による保全回復事業（生息地等協働保全制度）

- ・地域住民、その他の団体等と協働して保全回復事業を行おうとする保全団体は、知事の登録を受けることができる。
- ・知事の認定を受けた保全回復事業を行なう登録団体は、地域住民等と協働してより効果的に保全回復事業を実施するための協定を締結し、知事の認定を受けることができる。
- ・知事は認定を受けた協定に係る事業の実施について、登録団体に対して必要な支援を講じるものとする。

(カ) 外来生物に関する対策

府は、**外来生物***が絶滅のおそれのある野生生物に与える影響の把握、当該外来生物に関する施策を実施する市町村への助言等必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(キ) その他条例で定める事項

- ・府は、府民、保全団体、行政機関、学識経験者等と連携し、絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進する体制を整備するものとする。
- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する府民の取組を推進するため、保全活動を支える人材の育成に努めるものとする。
- ・府は、生息地等保全地区に関する規制の適用に当たっては、農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(ク) 罰 則

種の保存法に準じて指定希少野生生物の個体の取扱規制及び生息地等保全地区における規制に違反した者に罰則を課すものとする。

(ケ) 施行期日

20年4月1日。ただし(1)、(2)に係る部分については19年1月1日

(3) 条例の運用状況

○指定希少野生生物の指定

条例第9条の規定により平成20年4月1日付け京都府告示第155号で下記の24種の野生生物を指定希少野生生物として指定

ほ乳類	ニホンカワネズミ、ヤマコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンモモンガ
鳥類	ヒメクロウミツバメ、オオタカ、タマシギ、コアジサシ、ブッポウソウ
両生類	カスミサンショウウオ、アベサンショウウオ、オオサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル
魚類	イタセンパラ、アユモドキ
昆虫類	ヒヌマイトトンボ
貝類	カタハガイ
種子植物	フクジュソウ、オグラコウホネ、レンリソウ、フナバラソウ、イワギリソウ、オオキンレイカ
コケ植物	ホソバミズゴケ

※指定希少野生生物とは、絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保全を図る必要があるものとして知事が指定した野生生物。指定希少野生生物に指定されると捕獲などの行為が禁止される。

○府保全回復事業計画の策定

条例第31条第1項の規定により平成20年5月30日付け京都府告示第242号で下記の5種の野生生物の府保全回復事業計画を策定

アベサンショウウオ、アユモドキ、オグラコウホネ、レンリソウ、オオキンレイカ

○保全団体の登録

条例第35条第1項の規定により下記の団体を登録

団体名	対象野生生物	登録年月日
特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキ	平成20年5月27日
青葉山レインジャー隊	オオキンレイカ	平成20年6月5日
乙訓の自然を守る会	オグラコウホネ	平成20年7月22日
特定非営利活動法人やましる里山の会	レンリソウ	平成20年9月25日

○認定保全回復事業

条例第32条第3項の規定により下記の事業について認定

事業名	団体名	対象野生生物	認定年月日
口丹波地域アユモドキ保全回復事業	特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキ	平成20年5月30日
舞鶴市青葉山地域オオキンレイカ保全回復事業	青葉山レインジャー隊	オオキンレイカ	平成20年7月30日

○認定協定

条例第38条第1項の規定により下記の団体の締結した協定について認定

特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク、青葉山レインジャー隊

○府民協働推進事業

協定の認定を受けた事業について条例第42条の規定により下記の団体と事業を「指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業」として支援

支援団体 特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク、青葉山レインジャー隊

支援事業 協定で保全対象とする希少種の調査、生息を脅かす外来種の駆除調査、看板設置等保全のための啓発

○推進体制

希少野生生物の保全を推進するために、啓発活動や情報提供を行う希少野生生物保全推進員29名を委嘱するとともに、推進体制として京都府希少野生生物保全ネットワークを整備し、関係各機関相互の情報交換・情報共有を目指す。

(4) 住民との協働による絶滅危惧種・生息地の保全モデル事業

ア 目的

地域住民・NPO*、行政などがパートナーシップにより絶滅危惧種やその生息地を保全する「生息地等協働保全制度」のモデル事業として、京都府レッドデータブック絶滅寸前種『アユモドキ』を事例に、住民協働方式による保全プロジェクトを実施する。

アユモドキ



ドジョウ科の淡水魚類。(日本固有種)

全国で亀岡市桂川水系と岡山市旭川水系の2箇所だけに生息する絶滅寸前種。かつては八木町内の用水路にも生息していたが、すでに絶滅。

京都の自然200選(動物部門)に選定。

アユモドキが減少した原因は、密漁による乱獲のほか、水田の耕作方法の変化や用水路への水供給の停止、河川への汚水の流入などが指摘されている。アユモドキを絶滅から守るためには、地域住民の理解と協働した保全の取組が重要な課題となっている。

イ 事業の内容

(ア) アユモドキ生息調査

調査期間：17～19年度

調査内容：桂川流域での生息調査、産卵行動の調査等を実施

(イ) 密漁防止対策（平成17年度）

アユモドキの密漁防止対策として、パトロール等の取組を行う。

(ウ) アユモドキ保全対策

○アユモドキを活用した地場産業の展開と環境保全調査（17年度）

アユモドキが生息する亀岡においてアユモドキを活かした地場産業の展開の調査を実施。農業と関わりの深いアユモドキを活用した農業のあり方について調査等をし、保全と活用の両方の要素を持った展開の検討を行った。

○アユモドキカムバック大作戦（18～19年度）

水田と水路を行き来していたアユモドキを現在の水田にも呼び戻すこととアユモドキやその環境を知ってもらうためにアユモドキの保全と農業体験を一緒に行う環境学習を実施した。

②多様な自然生態系の保全

本府は日本海から内陸に至る南北に長い地域となっているため、北部は日本海型気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部は比較的温暖な瀬戸内海気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせています。また、原植生は冷温帯ではブナなどの落葉広葉樹林、暖温帯ではシイやカシ類の照葉樹林であると考えられますが、自然現象によるかく乱も含め、特に人為的な影響により大部分が代償植生に置き換わっています。このため、府内ではアカマツやコナラなどの二次林により構成された里山が多く、人の手がほとんど加わっていない自然植生は河川源流部や社寺林など局地的に残るのみとなっています。このような多様な植物相や変化に富んだ気候条件、複雑な地形などの自然条件により、府内の自然生態系も多様なものになっています。

府では、これら自然生態系を保全するため、各種法令に基づき保護区域の設定を行っています。府内の主な自然保全区域の概要は次のとおりです。

○府自然環境保全地域

根拠法令：自然環境保全法、府環境を守り育てる条例

概要：原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を、府民の財産として未来に継承するため保全地域を設置し、厳正な保全を図る。

指定：2箇所 計221.87ha

○府歴史的な自然環境保全地域

根拠法令：府環境を守り育てる条例

概要：文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため保全地域を設置し、厳正な保全を図る。

指定：10箇所 計297.83ha

○国立公園

根拠法令：自然公園法

概要：我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む）であって、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

指定：1箇所 計1,206ha（府域）

○国定公園

根拠法令：自然公園法

概要：国立公園に準じる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

指定：3箇所 計24,404ha（府域）

○府立自然公園

根拠法令：府立自然公園条例

概要：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって府民の保健、休養及び教化に資するため、府内の優れた自然の風景地について、府知事が条例に定めるところにより、区域を定めて指定する。

指定：3箇所 計127.6ha

○鳥獣保護区

根拠法令：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

概要：環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に鳥獣保護区を指定する。

指定：鳥獣保護区 69箇所 計29,096ha、鳥獣保護区 特別保護区 2箇所 計142ha

○天然記念物

根拠法令：文化財保護法

概要：文部科学大臣は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いものをその保護を目的に天然記念物に、また、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定する。

○府指定・登録天然記念物

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府域に存する天然記念物（動物、植物、地質鉱物）のうち府にとって重要なものをその保護を目的に指定・登録する。

指定：府指定天然記念物15種類（植物12種類、動物1種類、地質鉱物2種類）

府登録天然記念物5種類（動物5種類）

○文化財環境保全地区

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府教育委員会は府文化財保護条例の規定により指定・登録された有形文化財・記念物について、その保存のために必要があると認めるときは、文化財環境保全地区に決定することができる。

決定：府決定文化財環境保全地区 68地域

○文化的景観

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府教育委員会は、府文化財保護条例の規定により、府又は市町村が保存及び修景のために必要な措置を講じていると認めるもののうち、府にとって重要なものを府選定文化的景観に選定することができる。

選定：府選定文化的景観 3件

○国内希少野生生物種・生息地等保護区

根拠法令：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

概要：国内で絶滅のおそれのある野生生物種のうち政令で定める種を国内希少野生動植物種

に指定し、その保存のため重要と認める保護区を生息地など保護区として指定する。
指定：1箇所 13.1ha

③野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできない国民共有の財産です。

府内においても、野生鳥獣の保護管理に対する関心はますます高まっており、このような府民の要望に応えるため、府では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第10次鳥獣保護事業計画（19～23年度）を策定し、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図ることとしています。

(1) 捕獲規制

野生鳥獣の適正な保護管理に当たっては一定の捕獲制限が必要であるため、狩猟可能な鳥獣は生息状況等から法令により49種とされていますが、府では府レッドデータブックに絶滅寸前種又は絶滅危惧種として掲載されたツキノワグマ及びヤマシギについても独自に捕獲禁止にしています。

また、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域(銃)の指定に努め、保護繁殖を図ることとしています。

(2) 緑の指導員の配置

鳥獣の保護管理、特に鳥獣保護区の管理及び狩猟の適正化を図るため、54名の緑の指導員を配置しています。(森林を含む自然環境の保全管理にも携わっています。)

(3) 保護管理

生息数の増加等により著しい農林水産業被害や生態系への影響が懸念される鳥獣や、生息環境の悪化等により絶滅のおそれのある鳥獣について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の管理、被害の防除、里山の整備などによる生息環境の適正な管理等を総合的に推進することとしています。

また、市町村が行う有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に対して助成するなど、農林水産業被害の軽減に努めています。

(4) 鳥獣生息調査等の実施

(野生鳥獣生息動態調査)

府内に生息する主要な野生鳥獣に関する基礎的データを得るため、専門調査機関に委託して調査を実施しています。

(鳥獣保護区等設定効果調査)

鳥獣保護事業計画の円滑な推進のため、鳥獣保護区及びその周辺地域の生息状況について調査を行っています。

(5) 野鳥の森の管理

府立山城総合運動公園（太陽が丘）内に「野鳥の森」を設置し、野鳥の観察や森林浴を楽しめる場として整備しています。

(6) 傷病鳥獣の救護

傷病等により衰弱した野生鳥獣について、京都市動物園野生鳥獣救護センターや福知山市動物園、府・市獣医師会、市町村と連携協力しながら救護に当たり、自然の中に戻していくよう努めています。

(7) 鳥獣保護意識の啓発

愛鳥ポスターコンクールの実施や巣箱等の資材配布、探鳥会等の指導などを通じ、自然保護意識の啓発を行っています。

④外来種による影響対策

国外や国内の他地域から、野生生物本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種を外来種と呼び、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。

外来種は在来の近縁種との交雑、他の種の捕食や生息地の占奪による在来種への圧迫、寄生生物や伝染病の持ち込み、農林水産業への被害などの悪影響などを引き起こすとされています。ひとたび侵入した外来種が定着した場合、根絶することは極めて困難であることから、侵入の予防が最も重要ですが、侵入した場合には侵入初期段階での対応、定着した種の駆除・管理などの対策が必要となります。

府レッドデータブックでは、府内の希少な野生生物種や地域生態系などに特に悪影響を与える外来種を「要注目種－外来種」として、アライグマやミシシippアカミミガメ、オオクチバス、スクミリンゴガイなど36種を掲載し、府内に侵入した外来種の危険性を指摘しています。

また、16年6月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が成立しました。20年1月現在、アライグマ、ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、オオキンケイギクなどの外来生物が「特定外来生物」に指定されており、飼育、栽培、保管、運搬、販売、輸入、野外へ放つことなどが原則禁止されています。

さらに、府内に存在する外来生物の状況を確認するために、17、18年度に外来生物実態調査を行いました。19年度には、これらの情報を取りまとめ、府民向けに外来生物対策の啓発を行う目的で外来生物対策マニュアルを作成するとともに、広く府民に対し外来生物の出没状況を把握していただくため、ホームページを利用した外来生物目撃情報システムを整備し、20年4月より運用を開始しました。

⑤自然の保全・復元・創造

府内の多様な自然環境を適正に保全・復元するため、15年度から19年度まで「緑と文化の基金」を活用した「京都府生物多様性保全推進事業」を実施し、希少種保護や外来種対策、名木古木の蘇生など自然環境の保全を目的とした保全団体や市町村の取組に対して助成を行っていました。

16年度には、生き物の生息生育空間である**ビオトープ***の取組を推進するため、NPO法人との協働により、洛西エコアップガーデン（洛西浄化センター敷地内のビオトープ）での観察会やビオトープづくりに関する知識と技法についてアドバイスをを行ったほか、人材養成講座を開催しました。

また、国においては開発などで損なわれた干潟や里山などの自然環境をNPOをはじめとする地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな公共事業で再生することを目的とした「自然再生推進法」が14年12月に成立し、取組が進められつつあります。

⑥貴重な地形・地質や土壌の保全及び温泉の保護

府内には多種多様な地形・地質が存在し、その研究が進められています。そのため、府レッドデータ調査では、野生生物の生存基盤である地形・地質についても対象にして調査を行い、府内の地形・地質の現状を府レッドデータブックに取りまとめました。

なお、府内の源泉数は、17年度末現在125箇所、府内の分布状況は丹後地域が最も多く、次いで京都市域、中部地域の順となっています。

3 自然環境の体系的な保全

①各種制度による自然保護地域の指定推進と保全、管理

府内の多様な自然環境を適正に保全していくため、自然環境保全に関連する各種法令等に基づく様々な保護地域を設置するなど、関係諸施策を効果的に連携させ、総合的・重層的な保全に努

めています。

(1) 府自然環境保全地域等

ア 指定状況

府は、原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、府環境を守り育てる条例に基づき、府自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域として指定し、厳正な保全を行うこととしています。

13年度には丹後上世屋内山地区（宮津市・京丹後市大宮町：写真）において新規指定を行い、現在までに、府自然環境保全地域2地域、歴史的な自然環境保全地域10地域、計519.70haが指定されています。

図3-10 府自然環境保全地域
（丹後上世屋内山地区）



表3-27 府自然環境保全地域等指定状況

府自然環境保全地域	2地域	221.87ha (102.75ha)
歴史的な自然環境保全地域	10地域	297.83ha (109.30ha)
(総 面 積)		519.70ha (212.05ha)

注)面積欄中、()内は特別地区の面積です。

表3-28 府自然環境保全地域等の概要

名称	指定年月日	所在地	面積(ha)
歴 おとこやま山	昭58. 3. 15	八幡市八幡高坊	18.25 (4.75)
歴 いわとやま山	昭59. 3. 15	福知山市大江町仏性寺日浦ヶ嶽	13.28 (10.37)
歴 はなせだいひざん山	昭60. 3. 15	京都市左京区花背原地町593	24.30 (18.70)
歴 とうのおん尾	昭60. 12. 20	木津川市加茂町大字西小及び岩船	19.68 (2.33)
歴 おしおやま山	昭62. 3. 10	京都市西京区大原野石作町	28.38 (4.13)
歴 じゅうぶざん山	昭63. 3. 18	相楽郡和束町大字原山小字鷲峰山	27.76 (12.80)
歴 ごんげんやま山	平元. 3. 24	京丹後市峰山町吉原権現山	14.83 (10.33)
歴 ぜんじょうじ寺	平2. 3. 9	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺	15.60 (1.73)
歴 じょうしょうこうじ寺	平6. 7. 12	京都市右京区京北町井戸	29.37 (8.48)
歴 こんごういん院	平9. 9. 12	舞鶴市大字鹿原	106.38 (35.68)
自 かたなみがわけりゅういき	平11. 3. 30	京都市右京区京北町、左京区広河原菅原町	106.63 (35.60)
自 たんごかみせやうちやま	平14. 3. 26	宮津市字上世屋、京丹後市大宮町字五十河	115.24 (67.15)

注) 1. 名称欄中、(歴)は歴史的な自然環境保全地域、(自)は府自然環境保全地域を示します。
2. 面積欄中、()内は、特別地区及び野生動物保護地区の面積です。
ただし、当尾は特別地区の指定のみ、岩戸山の野生動物保護地区の面積は10.27haです。

イ 自然環境の保全及びふれあい対策

保全地域を適正に保全するため、保全地域案内板や標識類などを設置して保全地域の区域や禁止事項などについて来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っています。また、地域住民による保全団体に対して、ゴミ拾いや草刈りなどの保全管理事業を委託しています。

特に、府自然環境保全地域の第1号として11年3月に指定した片波川源流域には、府内でも特筆すべき豊かな自然が残されており、その厳正な保全のため重要な地域を公有地化するとともに、特別地区を設定して立入りを制限し、自然環境保全監視員による巡視指導、リーフレット、ポスターによる啓発や案内板、標柱、注意標識等の設置を行っています。

一方、同保全地域普通地区内にあるアシウスギ巨木の伏条台杉群生地（府指定天然記念物）では、自然とふれあい、自然を学ぶ場としての活用を進めるため、観察路を整備しました。

また、保全地域の案内役となり、来訪者の自然環境保全に対する理解を深めていただく手助けをする自然観察インストラクターの育成が地元住民の間で進められており、様々な自然観察会も開催されています。

(2) 自然公園

ア 指定状況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に指定されるものです。

府では、現在、自然公園法に基づき、国立公園1箇所、国定公園3箇所が、府立自然公園条例に基づき、府立自然公園3箇所が指定されています。

これらのうち、19年8月3日に丹後天橋立大江山国定公園が新たに指定され、若狭湾国定公園の区域が拡大されました。

表3-29 自然公園面積

区分	公園名	関係市町(県)名	指定年月日 (上段:当初 下段:最新)	面積(ha)			
				陸域			海中公園 地区
				計	特別地域	普通地域	
国立公園	山陰海岸	京丹後市 (兵庫県、鳥取県)	昭38.7.15 平18.12.26 (平18.12.26)	1,206 (8,783)	1,187	19	21 (67)
国定公園	琵琶湖	京都市、宇治市、宇治 田原町 (滋賀県)	昭25.7.24 昭37.11.9 (平10.8.24)	1,643 (97,601)	1,643	—	—
	若狭湾	舞鶴市 (福井県)	昭30.6.1 平19.8.3 (平19.8.3)	3,738 (19,194)	3,543	195	—
	丹後天橋 立大江山	福知山市、舞鶴市、宮 津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町	平19.8.3 平19.8.3	19,023	18,299	724	—
小計				25,610	24,672	938	21
府立自然公園	笠置山	笠置町	昭39.4.1	20	20	—	—
	るり溪	南丹市	昭39.4.1	36	21	15	—
	保津峡	京都市、亀岡市	昭39.10.20 昭57.3.30	71	68	3	—
小計				127	109	18	—
合計				25,737	24,781	956	21

(注) 面積の計の欄の()内の数字は、他県に属する面積を含めた全面積

イ 環境保全対策

(7) 保護規制計画

自然公園においては、一定の公用制限のもとで風致景観を維持するため、保護規制計画

を定めています。保護規制計画では、特に保護する必要がある地域を特別地域に指定し、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を要許可行為として規制しています。また、特別地域に含まれない普通地域においては、一定規模以上の工作物の新・改・増築、土石の採取、水面の埋立てなどの行為については届出制とし、現在の風景を極力保護するように努めています。

(イ) 管理と啓発

自然公園内の優れた自然の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、自然公園指導員を配置し、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防について、利用者等の指導や適切な情報の提供を行っています。また、地域との協働によるクリーン活動や、広報紙・ポスター・ホームページ等による啓発活動を実施しています。

(ウ) 利用施設の整備

国定公園に関する利用施設計画及び整備計画を定めて、園地、野営場、歩道（散歩道）等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても広く府民が利用できるよう各種の施設を設置して利用者の便に供しています。

(3) 鳥獣保護区

ア 指定状況

鳥獣は自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持に重要な役割を担っています。これら鳥獣の保護を図るため、必要な区域について「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区を指定し、鳥獣の捕獲を禁止するとともに、特に重要な地域については、特別保護地区を指定して、各種行為の規制等により、多様な鳥獣の生息環境を保全しています。このほか、銃猟による危険を防止するため特定猟具使用禁止区域(銃)の指定を積極的に進めています。

府では、現在、鳥獣保護区69箇所29,096ha、特別保護地区2箇所142ha、特定猟具使用禁止区域(銃)64箇所46,437haを指定し、鳥獣の生息環境の適切な保全を図っています。

イ 環境保全対策

鳥獣保護区等の効果を高めるために、標識や案内板の設置、巣箱等保護施設の充実を図っています。

(4) 天然記念物

天然記念物は、文化財保護法等に基づき、多様性に富み固有の文化形成にも寄与している自然を記念するとともに、学術的に貴重な自然を指定し、その保存を図ることを目的としています。

現在、文化財保護法に基づく天然記念物は、府内のもの9件と2府県にわたるもの(京都・滋賀)1件、地域を定めず指定されているが府に関係が深いもの5種が指定されており、そのうちカモシカとオオサンショウウオの2種は特別天然記念物となっています。

また、府文化財保護条例に基づく天然記念物は、地域を定めているもの15件と地域を定めていないもの5種が指定・登録されています。

その他、市町村においても条例により特異で貴重な自然を天然記念物に指定・登録し、保護を図っています。

天然記念物に指定された区域においては、生育・生息環境の現状を変更する行為を制限し、また指定された貴重な動物種にあつては、捕獲を規制し、繁殖や生息に影響を及ぼすおそれのある行為の予防等を通じて、それらの保護を図ることであります。

さらに、指定された天然記念物については、その適切な保護管理を期すため、現状の把握調査、保存管理計画の策定、生息・生育環境の維持・改善や給餌等による個体数の回復措置の実施、農作物等の総合的な食害防止対策の実施、民有地の買い上げ等が行われています。

府では、貴重な自然・文化遺産である国指定の天然記念物「深泥池生物群集」の適切な保存のため、京都市が行う民有地の買い上げ事業に対して補助を行っています。

表3-30 府内の指定等記念物件数（20年9月末現在）

法令区分	種別	特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物			
		史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
文化財保護法による指定		3	11	0	14	80	40	10	130
府文化財保護条例による指定・登録		—	—	—	指 定	21	17	15	53
					登 録	—	—	5	5

②公共事業における自然環境への配慮

府では、道路や河川、港湾、農業農村整備事業などにおいても、環境との調和を視野に入れた取組を進めています。

道路整備においては、動植物や景観にも配慮したルートを選定、地域の植生の法面緑化への活用、雨水を地下に浸透させる透水性舗装の採用などを行っています。

河川整備に当たっても、9年の河川法改正に伴い「河川環境の整備と保全」が位置づけられており、間伐材や自然石などの自然素材を活用した水生生物にやさしい工法の採用や、落差工に魚道を設け魚の遡上ができるようにするなど、生態系に配慮した整備を行うとともに、人々に優しいおみややすらぎを与える水辺空間の保全と創出のため、階段護岸や散策路などの親水施設の整備を推進しています。

また、木製の治山ダムや透過型砂防えん堤の採用など溪流の景観や生態系といった自然環境との調和を進める治山・治水・砂防事業、石積み水路やビオトープの採用等水生動植物の生息環境の保全にも配慮しながら行う農業農村整備事業、府内産木材を使用した公営住宅整備など、環境の保全と創造を推進しています。

さらに、15年度に策定したアクションプラン『『環』の公共事業行動計画』に基づき、人と自然が共生する環境共生型の地域社会づくりを目指す公共事業を推進するため、16年度に、構想・設計・施工・管理などの各段階において行う事業評価の「ガイドライン」を策定し、17年9月からガイドラインに基づいて原則として府が行うすべての公共事業について環境面からの評価を行っています。19年度には、2カ年の取組を踏まえ、生活や文化も含めた地域環境との調和を一層重視した公共事業を推進していくため、このガイドラインを改定しました。20年度は、この改定ガイドラインに基づき、従来の評価と併せ、専門家による外部評価や住民参加による地域で同時期に行われる公共事業の横断的評価も行っています。

③「環境にやさしい農業」等自然環境に配慮した農林水産業の推進

農業は、農地が有する洪水調節、地下水かん養、水質浄化などの機能を維持していくなど、本来、環境と最も調和した産業ですが、欧米では1980年代から農薬や化学肥料、家畜ふん尿等が引き起こす地下水や土壌汚染など、農業生産がもたらす環境破壊が社会問題となり、近年我が国においても他府県の一部で同様の事例が見られるようになりました。

そこで、これからの農業においては、農業が有する環境に対するプラスの機能を維持・増進するとともに、各種の技術や資材を活用すること等により環境に対するマイナス面を軽減する地球環境に配慮した農業（環境保全型農業）を推進する必要があることから、6年6月、府における「環境にやさしい農業」推進基本方針を策定したところです。

基本方針においては、重点推進課題として「農作物が生き生きと育つ土づくり」「適正施肥と適正防除」「地域未利用資源のリサイクル活用」「新技術・新素材の開発と活用」及び「府民合意

による推進運動の展開」の5項目を掲げ、また市町村においても「市町村環境にやさしい農業推進方策」を策定し、環境にやさしい農業が府内全域に普及・定着するよう、地域における特色のある取組を展開しています。

また、家畜ふん尿堆肥等の有機性資源を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う高度な農業生産方式の導入を促進するために、11年度に「府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、これらの生産方式を導入する農家の経営計画を知事が認定することとし、20年10月現在で648件を認定しています。なお、認定農家をエコファーマーと呼んでいます。

さらに、18年12月に「有機農業推進法」が制定されたことに伴い、本府においても、有機農業の推進計画を策定していくこととしています。

畜産においては、環境問題に対する意識の高まり等に対応し、家畜排せつ物の野積み、素掘り等不適切な管理を解消し、その有効な利用を図ることが重要な課題となっていたことから、11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、16年11月から管理施設の構造設備に関する基準を適用しています。

こうした状況に対応するため、従来から中部地域を中心に、市町やJAが積極的に進めてきた広域堆肥センターの整備と併せて、点在化の進む畜産農家の現状に対応した小規模な施設整備を進めています。

これらの施設で生産された堆肥を、土壌に還元し農産物の生産に活用するなど、持続性の高い農業生産に役立ていく資源循環型農業を推進しています。

水産業においては、環境負荷の軽減を図るため、トリガイなど二枚貝の無給餌養殖を推進するとともに、魚類養殖については適切な給餌を進めています。

また、林業分野では、11年から間伐材を利用した木製治山ダムの整備を進めており、木材の利用促進を通じて豊かな森林を育成することはもちろん、地球温暖化防止への貢献や生物多様性保全にも役立てています。

④基礎的データの収集・分析、保全技術の調査研究

貴重な自然環境の現状を把握するためには、継続的な自然環境調査を行う必要があります。これまで自然環境の実態把握のために必要な基礎資料を得るため、国が行っている自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）を、48年度の第2回調査から環境省の委託を受けて実施してきました。

また、府内の貴重な自然環境の実態を把握するため、府単独の自然環境調査として48年度から、植生調査、野生動植物調査、社寺林調査、ブナ林調査などを実施し、府の自然保護施策の基礎的な資料として活用してきました。

このほか、片波川源流域や丹後のブナ林の保全活用方法を検討するための調査として、5年度から8年度にかけて、「貴重な緑の環境を守る調査」を実施しました。その調査結果をもとに現在は両地域とも府自然環境保全地域に指定され、府民の貴重な財産として保全されるとともに自然とのふれあいの場としての活用が行われるなど、保全と活用の調和が図られているところです。

⑤地域住民活動の支援とその負担軽減策の検討

府内の優れた自然環境を保全・復元し、自然とのふれあいを推進するとともに、地域住民の積極的な保全活動を促進するため、19年度は緑と文化の基金を活用した京都府生物多様性保全推進事業により、自然環境の保全団体への支援を行いました。

※ 京都府生物多様性保全推進事業

京都府の長い歴史の中で育まれてきた、地域に固有の野生生物種や生態系などの生物多様性を保全するため、自然環境の保全を目的とする団体及び市町村が実施する「種の絶滅防止対策」「外来種対策」「地域生態系の保全・復元対策」「自然再生対策」「名木古木の蘇生対策」など

の取組を支援しました。

表3-31 京都府生物多様性保全推進事業（19年度）

地区	事業名	実施主体	事業概要
京都市	京都府のアライグマ調査と対策システムの構築事業	関西野生生物研究所	生態系に被害を与えているアライグマの実態調査と対策システムの構築
長岡京市	キリシマツツジ樹勢回復事業	財団法人長岡京市緑の協会	樹齢150年の古木であり、市の天然記念物のキリシマツツジの樹勢回復の実施
京田辺市	絶滅危惧植物の保全対策	特定非営利法人やましろ里山の会	木津川両岸域に生息する絶滅危惧植物の保全対策の検討と調査。
南丹市	府民の森ひよし里山体験ゾーン保全、植生調査事業	府民の森ひよし 森林倶楽部	府民の森ひよし内の里山体験ゾーンの保全整備と自然環境保全データの収集、整備
合計	4件		

4 自然とのふれあいの推進

①自然とふれあう機会の提供

自然環境を適正に保全するには、府民一人ひとりが自然の価値・機能を正しく認識し、保全意識を身につけ、自らその保全に努めることが重要です。このため府では、ポスターやリーフレット等啓発資材を作成し、広く普及に努めるとともに、自然観察会などを実施して、優れた自然にふれることを通じて自然保護意識の高揚に努めています。

また、平成21年度に開催される「自然公園ふれあい全国大会」を機に、地域住民や関係市町村と協働しながら、自然と共生してきた里地里山の素晴らしい自然景観や暮らしの知恵などにふれあう、府北部の地域資源を活用したエコツアーのモデルコースづくりやガイド養成などに取り組んでいます。

②自然とのふれあいの場の確保

(1) 府自然環境保全地域等の施設整備

保全地域を府民と自然とのふれあいの場として活用するため、4年度から順次、施設整備を実施してきました。安全に保全地域内で自然観察などができるよう、散策路や道標、手すりなどを設置するほか、地域の自然環境や歴史、文化などを紹介する案内板、樹名札、巣箱、休憩施設などの整備を緑と文化の基金事業の一環として取り組みました。

(2) 人にやさしい保全地域の推進

府では、9年度から人にやさしい保全地域の推進に取り組みました。

この取組では、身体に障害等のある人もない人も、ともに安心して保全地域の自然とふれあえるよう、バリアフリー施設整備を行うほか、ネイチャーフィーリング（五感を使ったからだの不自由な人たちとの自然観察会の手法）による自然観察のためのガイドマップの作成を行うこととしています。

これまでに、男山府歴史的な自然環境保全地域におけるネイチャーフィーリングの基本計画を策定したほか、その計画に基づき、点字案内板や触知図自然解説板、点字樹名札の設置や車椅子で森の中に進入できるルートなどの施設整備や、ネイチャーフィーリングの手法などを紹介したガイドマップの作成を行いました。

(3) 自然公園の利用施設整備

優れた自然環境の中で、地域の特性を活かした自然とのふれあいを推進し、自然公園の利用増進を図るため、国定公園及び長距離自然歩道に関する施設整備の計画を策定し、野外レクリエーション活動の場として園地、休憩所、野営場、水泳場、展望施設等の整備を進めています。また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備

を進めています。

(4) 都市と農村の交流

農山漁村は、豊かな自然環境や個性ある景観、文化などの様々な地域資源を有し、都市住民等のリフレッシュの場ともなっています。

府では、インターネット等を活用した都市と農山漁村の交流に関する総合的な情報発信や交流拠点の整備に対する支援等を行うとともに、都市住民等の幅広い府民の参加を得ながらこれらの地域資源を維持・保全していく継続的な交流の仕組みづくりを推進しています。

また、丹後の美しい海を活かした観光などとの連携を強めながら、遊漁をはじめとする海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験などの「海業」を総合的に展開するとともに、府民が海に親しむ拠点としての漁港・漁村や海岸の整備を行っていきます。これらの取組を通じ、漁村における滞在型の余暇活動（ブルーツーリズム）を推進します。

③自然環境の特性を活かした地域づくり

地域の自然特性を活かした地域づくりを進める一環として、京都の自然200選やふるさとの自然観察路を選定し、様々な取組を進めています。

(1) 京都の自然200選

京都の自然200選は、緑と文化の基金事業の一環として、府内に所在する優れた自然環境の中から200箇所を選定したものです。3年6月に植物部門50点を選定し、順次4年9月に動物部門45点、植物部門（植物群落）5点、5年8月に地形・地質部門46点、7年3月に歴史的な自然環境部門56点の4部門計202点を選定しました。

(2) ふるさとの自然観察路

ふるさとの自然観察路は、府民の自然とのふれあいを推進するため、自然に親しむ活動の一環として、府内13箇所の観察適地を選定したものです。誰もが手軽に自然観察を行えるよう、各地域に観察ルートを選定してガイドブック等で紹介しているほか、案内板を設置して各地域の自然の特性などを紹介しています。